

関係各国公私立大学長 殿

文化庁企画調整課長
(併) 博物館振興室長 平山 直子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学芸員養成課程に係る博物館実習の実施に当たっての留意事項について (通知)

学芸員養成課程を置く各国公私立大学 (以下、「大学」という。)におかれては、「令和4年度の大学等における学習者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について (周知)」(令和4年3月22日付け高等教育企画課事務連絡)等、これまで文部科学省や文化庁からお示している通知等を踏まえて、新型コロナウイルス感染症への適切な対策を講じながら、博物館実習の実施機会を確保いただいていることと存じます。

依然、感染症の影響が続く中ではありますが、引き続き、学生を受け入れる登録博物館又は博物館相当施設 (大学においてこれに準ずると認めた施設を含む) (以下「博物館」という。)との連携・協力を図り、十分な感染対策を講じた上で、博物館実習を実施していただくようお願いいたします。

記

1 博物館実習の実施の際の留意事項

- (1) 「博物館実習ガイドライン」(文部科学省 2009 (平成 21) 年 4 月)を参考とするとともに、特に館園実習 (以下「実習」という。)に当たっては、事前に学生への感染症対策に関する教育を徹底するとともに、博物館との密接な連携を図り、実習の内容・方法等を協議して、十分な感染症対策を講じた上で実施すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、下記のウェブサイトなどを通じて関係省庁や自治体等からの最新の情報も十分に踏まえて対応すること。

○文部科学省ウェブサイト「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

○文化庁ウェブサイト「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html

2 学生への事前指導

- (1) 学生それぞれにおいて、自己の健康管理に十分留意するよう周知啓発を図るとともに、実習の10日程度前からは、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対策を学生に徹底すること。実習中は、これに加えて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着することなど一層の感染症対策を行うことを学生に徹底すること。
- (2) 実習に参加予定の学生の家族等の感染が確認されるなど学生が濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して10日間には実習への参加を見送り、待機するよう指導すること。また、待期期間については、今後、変更される可能性もあるため、厚生労働省が示している取扱いを確認し、適宜対応すること。
- (3) 実習中は「博物館感染症予防ガイドライン」（令和3年10月14日）等を遵守するとともに受入先である博物館の指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、博物館と相談の上、自宅で休養することを学生に徹底すること。

3 実習中の留意事項

学生の感染が判明した場合や、地域の感染拡大の状況等により急遽、実習を中止せざるを得ない場合などにおいては、大学、博物館、学生が速やかに連絡を取り合うことができるよう確実に連絡体制を構築すること。

4 実習後の留意事項

- (1) 実習中の状況により、十分に実施できなかった内容があった場合には、大学は事後指導等において、補足的な内容の授業等を行うこと。
- (2) 実習後に学生の感染が判明した場合、大学は博物館に速やかに連絡するとともに、「大学等における新型コロナウイルス感染拡大を防止するための取組の徹底について」（令和4年2月18日付け高等教育企画課事務連絡）等を踏まえ、適切な対応を行うこと。

(参考資料)

- 「令和4年度の大学等における学習者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について（周知）」（令和4年3月22日付け高等教育企画課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20220318-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf
- 「令和2年度における学芸員養成課程に係る博物館実習の実施に当たっての留意事項について（通知）」（令和2年4月13日付け2文企調第1号）
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/20200206_14.pdf
- 「令和3年度における学芸員養成課程に係る博物館実習の実施に当たっての留意事項について（通知）」（令和3年4月12日付け3文企調第2号）
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/20200206_15.pdf
- 「博物館実習ガイドライン」（文部科学省2009（平成21）年4月）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/014/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/06/15/1270180_01_1.pdf
- 「博物館感染症予防ガイドライン」（令和3年10月14日）
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/93489701_02.pdf
- 「大学等における新型コロナウイルス感染拡大を防止するための取組の徹底について」（令和4年2月18日付け高等教育企画課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20220221-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

(本件担当)

文化庁企画調整課博物館振興室

博物館人材養成係

TEL 03-5253-4111（内線4772）

E-mail museum@mext.go.jp